

# 平成 25 年 4 月 1 日より大田区が景観行政団体になりました

大田区景観条例 平成 25 年 4 月 1 日 施行  
大田区景観計画（平成 25 年秋頃）施行予定

平成 25 年 4 月 1 日付けで東京都から大田区に景観行政団体が移行しました。

景観行政団体への移行に伴い、景観法に基づき届出が必要であった大田区内の行為について、届出先が東京都から大田区に変わります。

なお、届出対象行為や景観形成基準などについては、大田区景観計画が策定・施行されるまでの間は、東京都景観計画の内容をそのまま引き継ぎます。（ただし、東京都景観条例で定める都市開発諸制度を適用する大規模建築物等については、今まで通り、東京都との事前協議が必要になります。）

## (1) 大田区景観計画を施行するまでの届出について

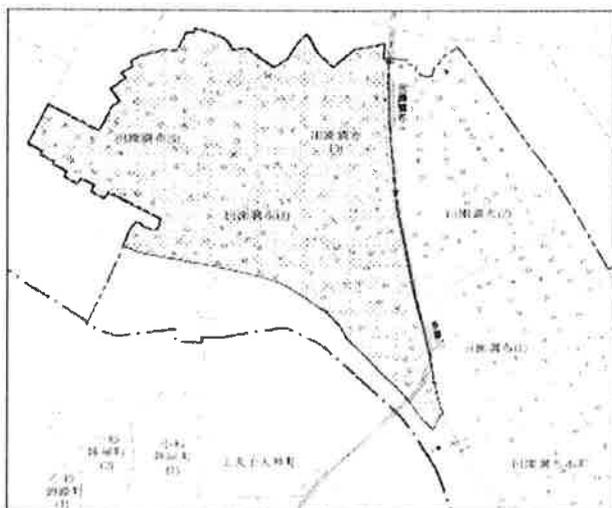
	届出対象行為	届出先
平成 25 年 4 月 1 日（景観行政団体への移行）から大田区景観計画の施行まで	東京都景観計画に定める届出対象行為	大田区
大田区景観計画施行後 （平成 25 年秋頃を予定）	大田区景観計画に定める届出対象行為	大田区

## (2) 東京都景観計画に定める届出（大田区内の主なものを抜粋）

下記の区域の範囲内で、指定の高さ又は延べ面積（築造面積）以上の、建築物（工作物）の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更等を行う場合、届出が必要です。

	区域の範囲	建築物の建築等	工作物の建設等
景観基本軸 （臨海）	海域と 水際から 50m の陸域	高さ 15m 又は 延べ面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上	高さ 15m 又は 築造面積 3,000 m <sup>2</sup> 以上
景観基本軸 （国分寺崖線）	田園調布 3・4・5 丁目、 1 丁目の一部	高さ 10m 又は 延べ面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上	高さ 10m 又は 築造面積 1,000 m <sup>2</sup> 以上
一般地域	上記以外の区域	高さ 60m 又は 延べ面積 3 万 m <sup>2</sup> 以上	高さ 60m 又は 築造面積 3 万 m <sup>2</sup> 以上

国分寺崖線景観基本軸（大田区部分）



臨海景観基本軸（大田区部分）

